

## 羽生市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年7月25日(火) 午後1時30分から午後3時30分

2. 開催場所 羽生市役所 3階 302会議室

3. 農業委員 10名

議席番号	氏名	備考	議席番号	氏名	備考
1番	飯塚真砂美		7番	飯塚輝雄	(会長代理)
2番	小林容彰		8番	大貫勇一	
3番	中島牡雄	(会長)	9番	木村俊之	
5番	平井紘一		10番	爲ヶ井晴一	
6番	儘田實		11番	川田英之	

4. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農業振興地域整備計画の変更について

5. 農地利用最適化推進委員 14名

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 岡田隆史

事務局次長 野口武士

主事 漆原寛 (書記)

7. 会議の概要

議 長	ただ今から、7月定例農業委員会を開会いたします。
(議案第1号)	出席委員は、10名で定足数に達しており総会は成立しております。
	それでは日程に従いまして、羽生市農業委員会会議規則第12条第2項に規定する議事録署名委員を議長より指名選任いたしたいと思
	いますが、ご異議ありませんか。
	(異議なし)
	それでは指名いたします。
	1番 飯塚 真砂美委員、2番 小林 容彰委員のご両人をお願い
	します。
	なお、本委員会への欠席通知はございません。
	ただちに議案審議に入ります。
	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と
いたします。それでは、事務局からの説明後、担当委員の調査結果	
報告をお願いします。	
事務局	事務局より説明いたします。
	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明
	いたします。受付番号299号では、譲渡人は耕作が難しいことから、
	譲受人へ売買を行うものです。申請農地は、譲受人の自宅に隣接し
	ております。申請の事由は、自家消費栽培のため農地を取得するも
	のです。受付番号300号では、譲渡人は申請農地での耕作が難しい
	ことから、譲受人へ売買を行うものです。申請農地は、譲受人の自
	宅に隣接しております。申請の事由は、自家消費栽培のため農地を
	取得するものです。受付番号301号では、譲渡人は耕作が難しいこ
	とから、譲受人へ売買を行うものです。申請農地は、譲受人の自宅
	から、約300mに位置しております。申請の事由は、農業経営の拡
	張で問題ないと思われま
	す。受付番号302号では、譲渡人は申請農
	地での耕作が難しいことから、譲受人へ売買を行うものです。申請
	農地は、譲受人の自宅に近接しております。申請の事由は、自家消
費栽培のため農地を取得するものです。そのほか、機械、労働力、	
技術、耕作状況等についても問題がないと思われま	
す。以上により	
農地法第3条第2項の各号に該当していないことから、許可要件の	
全てを満たしていると考えま	
す。以上で事務局からの説明を終了さ	
せていただきます。	
1番	受付番号299号について調査報告いたします。
	まず、議案書を朗読いたします。(議案書朗読)
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書
	類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。
	申請地は、(詳細に説明)です。

	<p>なお、譲受人の誓約書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>この度、私が農地法第3条の規定による許可申請をいたします農地は、農業経営を拡張するためのものであり、決して他の用途に転用したり転売転貸はいたしません。また、不耕作等、隣地等に迷惑をかけることを誓約いたします。なお、今回の申請にあたりこれを履行しない場合は、許可を取り消されても何等異存はありません。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。</p>
1 番	<p>受付番号300号について調査報告いたします。</p>
	<p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、譲受人の誓約書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>この度、私が農地法第3条の規定による許可申請をいたします農地は、農業経営を拡張するためのものであり、決して他の用途に転用したり転売転貸はいたしません。また、不耕作等、隣地等に迷惑をかけることを誓約いたします。なお、今回の申請にあたりこれを履行しない場合は、許可を取り消されても何等異存はありません。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。</p>
6 番	<p>受付番号301号について調査報告いたします。</p>
	<p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、譲受人の誓約書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>この度、私が農地法第3条の規定による許可申請をいたします農地は、農業経営を拡張するためのものであり、決して他の用途に転用したり転売転貸はいたしません。また、不耕作等、隣地等に迷惑をかけることを誓約いたします。なお、今回の申請にあたりこれを履行しない場合は、許可を取り消されても何等異存はありません。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。</p>
6 番	<p>受付番号302号について調査報告いたします。</p>
	<p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、譲受人の確認書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>私は今般、農地法第3条の規定による許可申請の提出にあたり、下記のことを確認しました。尚、申請する土地の所在、地番、面積等</p>

	は申請書のとおりです。
	1 農地取得後は耕作いたします。
	2 農地法を遵守し、次のような行為は決していたしません。
	(1) 耕作放棄による農地の荒廃
	(2) 耕作目的以外の用途での使用
	3 農地取得後は、責任をもって耕作し、農地の適正な管理を行い、付近の農地等に被害を与えません。
	以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。
議長	以上で、担当委員及び事務局からの報告、説明が終わりました。ただいまの報告及び説明に対し、ご質疑・ご発言を願います。
	(発言なし)
	特に発言もないようですので、採決に移ります。
	ただいま議題となっている議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については、担当委員の報告のとおり許可することに賛成の委員は、「起立」願います。
	(起立全員)
	起立全員でありますので、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については、許可することに決定いたします。
(議案第2号)	引き続き、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。ただし、受付番号311及び312号については、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限等に該当する案件でありますので、審議、採決に際しましては、木村俊之委員の退席を求めることとなります。それでは、事務局からの説明後、担当委員の調査結果報告をお願いします。
事務局	事務局より説明いたします。
	農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、ご説明いたします。303号では、太陽光発電施設を設けるものです。譲受人は、 に事務所を置き、太陽光発電事業を行っている法人です。
	申請農地は、周辺に日光を遮る高い建物がなく、太陽光発電の採算も十分に確保できることから、施設の設置を計画したところ、譲渡人の同意を得られたことで、今回、太陽光発電施設敷として申請するものです。なお、施設の周囲をフェンスで囲い安全確保に努め、土地の維持管理等、周辺住民に迷惑のかからないように行うものとなっています。農地の区分については、住宅等が連担している区域に近接する農地で、その規模が概ね10ヘクタール未満である「第2種農地」と判断しました。304号では、自己用住宅を設けるものです。譲受人は、県外の実家で生活しております。今般結婚が決まり、住宅の建設を考えていました。申請農地は、駅に近く通勤に便利であり、小学校や大型商業施設など、住環境が整った場所である

ことから、今回、自己用住宅敷として申請するものです。農地の区分については、生産力の高い概ね10ヘクタール以上の集団農地の区域内にある農地で「第1種農地」と判断しました。第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、申請事由が住宅敷であるため、農地法施行規則第33条第4号に規定する「住宅で集落に接続して設置されるもの」として、の例外に該当し、敷地面積も500㎡を超えないものであり、許可相当になるものと思われま

す。305号では、自己用住宅を設けるものです。譲受人は、市外の祖父の家で生活しております。子どもも大きくなり、現在の住まいは手狭になったため、自分達の家を持ちたいと考えていました。申請農地は、譲受人の実家からも近く、周辺には小学校、保育園や駅などあり、とても住環境の整った場所であることから、今回、自己用住宅敷として申請するものです。農地の区分については、「第2種農地」と判断しました。306号では、自己用住宅を設けるものです。譲受人は、県外のアパートで生活しております。子どもも大きくなり、現在の住まいは手狭になったため、自分達の家を持ちたいと考えていました。申請農地は、保育園や小学校があり、とても住環境の整った場所であることから、今回、自己用住宅敷として申請するものです。農地の区分については、「第1種農地」と判断しました。第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、申請事由が住宅敷であるため、農地法施行規則第33条第4号に規定する「住宅で集落に接続して設置されるもの」として、の例外に該当し、敷地面積も500㎡を超えないものであり、許可相当になるものと思われま

す。307号では、店舗敷を設けるものです。譲受人は、  
で飲食店業等を経営している法人です。譲受人は裁判所より家屋の競売物件を取得しました。土地については、譲渡人との協議で譲り受けることになり、敷地を調査したところ、申請地は、農地でした。今回改めて農地法の許可を得て、店舗敷の拡張として申請を行うものです。農地の区分については、「第2種農地」と判断しました。308号では、自己用住宅を設けるものです。譲受人は、県外の社員寮で生活しております。両親の介護等で頻繁に羽生市に通っていることもあり、自分達の家を持ちたいと考えていました。申請農地は、すぐそばに小学校があり、市役所もほど近く、住環境の整った場所であることから、今回、自己用住宅敷として申請するものです。農地の区分については、「第1種農地」と判断しました。第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、申請事由が住宅敷であるため、農地法施行規則第33条第4号に規定する「住宅で集落に接続して設置されるもの」として、の例外に該当し、敷地面積も500㎡を超えないものであり、許可相当になるものと思

われます。309号では、駐車場を設けるものです。譲受人は、市内で土木工事業や廃棄物の収集運搬業等を経営する法人です。法人が所有している一部の資材置場が、市道の拡幅用地として、市に協力することとなり、代替地を探していたところ、譲渡人の同意を得られたことで、今回、駐車場敷として申請するものです。農地の区分については、「第1種農地」と判断しました。第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、申請事由が駐車場敷であるため農地法施行規則第33条第4号に規定する「地域において居住する者の日常生活に必要な施設」として、の例外に該当し、許可相当になるものと思われます。310号では、自己用住宅を設けるものです。譲受人は、市外の借家で生活しております。子どもが生まれ、これからは実家のそばで、自分達の家を持ちたいと考えていました。申請農地は、譲受人の父の所有で実家も近く、お互いの家族にとって住環境の整った場所であることから、今回、自己用住宅敷として申請するものです。農地の区分については、「第2種農地」と判断しました。311号では、太陽光発電施設を設けるものです。譲受人は、に事務所を置き、太陽光発電事業を行っている法人です。申請農地は、周辺に日光を遮る高い建物がなく、太陽光発電の採算も十分に確保できることから、施設の設置を計画したところ、譲渡人の同意を得られたことで、今回、太陽光発電施設敷として申請するものです。なお、施設の周囲をフェンスで囲い安全確保に努め、土地の維持管理等、周辺住民に迷惑のかからないように行うものとなっています。312号では、太陽光発電施設を設けるものです。譲受人は、に事務所を置き、太陽光発電事業を行っている法人です。申請農地は、周辺に日光を遮る高い建物がなく、太陽光発電の採算も十分に確保できることから、施設の設置を計画したところ、譲渡人の同意を得られたことで、今回、太陽光発電施設敷として申請するものです。なお、施設の周囲をフェンスで囲い安全確保に努め、土地の維持管理等、周辺住民に迷惑のかからないように行うものとなっています。農地の区分については、「第2種農地」と判断しました。313号では、一時転用として農地改良を行うものです。譲受人は、に事務所を置き、主に土木工事業を行っている法人です。申請農地は、排水が不良のため、耕作が難しく畑地化するものです。農地改良後は、地権者がサツマイモジャガイモ等の作付けを予定しています。申請農地は、農用地区域通称、青地です。原則として不許可相当ではありますが、例外として申請事由が一時転用であるため、「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うもの」に該当し、許可相当になるものと思われます。そのほか、資力及び信用や申請に係る用途に遅滞

	なく供することの確実性等についても、問題ないと考えます。
	以上で事務局からの説明を終了させていただきます。
2 番	受付番号303号について調査報告いたします。
	まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。
	申請地は、（詳細に説明）です。
	なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。
	現在、当社は、太陽光発電事業を営んでおり、羽生市内にも太陽光発電施設を所有しています。新たに、羽生市内に太陽光発電施設の設置をしたいと思い、用地を探していました。同土地について検討をした結果、現在所有している施設に近く、メンテナンスもしやすい場所であることと、周辺隣接地にすでに太陽光発電施設が設置されており、近隣住民の方へのご迷惑をかける可能性も低く、規模的にも良いものなので、事業には適していると判断いたしました。
	何卒、よろしく願いいたします。
	以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。
9 番	受付番号304号について調査報告いたします。
	まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。
	申請地は、（詳細に説明）です。
	なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。
	この度、上記土地において専用住宅を建築したいと思い、農地法第5条許可申請及び開発許可を申請いたします。私は現在
	にて両親と同居しております。今般結婚することになり私達には建築できる土地も建物の所有もないため、永住に適する土地はないか探して参りました。羽生市はインターチェンジがあり、婚約者の実家が があるため、双方の実家への交通の便もよく、今以上に実家の手伝いができるようになります。また申請地は駅にも近い為、通勤も非常に便利になり、生活していくうえでも小学校などの避難場所も近く明確で、大型ショッピングモールも近くにあり、私達にとってこれ以上の場所はないと思います。どうか諸事情をご理解いただき御許可下さいませようよろしくお願いいたします。
	以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。
1 1 番	受付番号305号について調査報告いたします。
	まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。





	<p>申請者譲渡人 と譲受人 は、譲受人が、譲渡人の以前所有していた申請地を含む全4筆の土地上に存する建物を、さいたま地方裁判所熊谷支部で行われた令和元年号不動産競売事件につき、令和3年 月 日に競落し、同年 月 日に代金を納付しその所有権を取得しました。それに伴い、競落後、譲渡人と譲受人で協議した結果、譲渡人が建物の敷地部分を譲受人に売却し、土地の使用権原を従前の土地貸借権から土地所有権とするものです。尚、申請地以外の3筆につきましては、令和4年1月23日に譲渡人から譲受人へ売買を原因とした移転登記が完了しております。建物が完成した際に経緯は不明ですが、建物の北側外壁及び下屋部分が本申請地に越境する状態となっており、当時賃貸人と賃借人の間では、黙示の合意がなされたものと思われま</p> <p>す。又、建物の周りは、建物を建築する際に転圧、建物完成後に土間打ち及び外構が施工されており、農地へは容易に戻すことが困難な状態です。農地法の手続きを深く理解しておらずに、又、賃借人が行うことが当然と思っていたところもあり、許可を得ずに転用したことに對し、誠に深く反省しております。私は、この件以外農地法の違反を犯したことはありません。以後このようなことが無きよう細心の注意を払いますので、申請地につきまして転用の許可をいただきたく存じますのでお取り計らいの程、どうぞよろしくお願い申し上げます。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。</p>
7番	<p>受付番号308号について調査報告いたします。</p>
	<p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>現在私は、</p> <p>に妻と住んでいます。妻の両親の介護等で頻繁に羽生市に来ていることから、将来を考え専用住宅を妻の実家近辺で建設しようと土地を探していましたが、建築面積116.76㎡ 駐車場3台、1台来客用、平屋建てなので洗濯物干場が確保できる庭が計画できる土地を 近辺の市街化区域で見つからず、範囲を広げ探したところ本申請地を見つけ申請に及ぶものです。尚、本申請地は近隣に住宅も多く、将来何かと便利な場所ですので、何卒ご許可下さいますようお願いいたします。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。</p>
7番	<p>受付番号309号について調査報告いたします。</p>

	まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。
	申請地は、（詳細に説明）です。
	なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。
	弊社は、平成6年12月に創業し土木工事・舗装工事の請負、一般廃棄物及び産業廃棄物収集・運搬・処理業や砂利・土・砂等の建材の販売を行っています。羽生市発注の不燃ごみ等収集業務も近年は受注し、収集車8台脱着式コンテナ25台、重機類は5台、ダンプ2台、従業員は社長以下 名で業務を行っており、現在使用している資材置き場は借地を含め5か所、本社の周辺に位置しています。
	令和2年度において、市道 号線の拡幅工事に向けた用地測量が羽生市により実施され、現資材置場5か所の内3か所において市道拡幅に伴う敷地の一部が買収となります。現資材置場もすこし手狭になってきている現状の中、特に市発注業務はもとより民間工事等も含め、廃棄物収集・運搬・処理の業務は弊社の基幹業務であり、ポストコロナを見据えると事業の伸びも今後期待でき、弊社の成長も見込めるものと考えております。このことから、毎年、収集運搬業務に使用するコンテナを受注業務量に合わせて増やそうと考えております。このように弊社の事業拡大が見込めると考えている中で、資材置場の土地が買収されると資材置場の不足がより見込まれます。しかしながら、市道拡幅は地元並びに弊社にとっても道路要件や車での通行条件が良くなることから積極的に協力を致したいところです。そこで、近隣で土地を探しておりましたところ、土地所有者からの内諾を得ることが出来ましたので申請を致すものです。尚、申請地は従業員駐車場及び社有車2台の駐車場として整備するものです。
	以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。
6番	受付番号310号について調査報告いたします。
	まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。
	申請地は、（詳細に説明）です。
	なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。
	私は現在借家住んでいます、子供が生まれたため、両親の住む実家の近くの土地に自己用の住宅を建築したいと思います。申請地は実家の近くの為、何かと子育てには便利な為選定しました。申請地は父が相続した土地であり、実家の近くの為、住み慣れた地域で生活を継続できます。又、申請地は敷地に余裕があるので、希望の間



	<p>強い要請に応えるためにも積極的に再生可能エネルギー発電施設の拡充に努めております。土地の選定理由や下記の通りであります、損益シミュレーションの結果より事業として採算性があると判断し、申請に至ったところであります。</p> <p>土地の選定理由、規模決定理由</p> <p>太陽光発電事業も買取価格が下がり、事業投資費用面から農地等を活用しないと事業が成立しない状況にあります。他に太陽光発電施設用地の条件として、目安は1000㎡以上で周囲に高い建物が無いことというのがありますが、今回の申請地は3257㎡で形も良く、パネル配置図にあるように効率的に768枚のパネルが並べられ、249kwの高圧発電施設を1基設置できます。又、周辺環境や立地条件等から日当たりもよく、太陽光発電に適した土地であり、損益シミュレーションの結果よりも採算性があると判断いたしました。何卒ご理解の上、許可賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。</p>
5番	<p>受付番号313号について調査報告いたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>この度、私 株式会社 代表取締役 が土地所有者 から依頼されて、次の農地 羽生市の農地改良工事を予定しておりますので、下記の事項について誠意をもって対応することを、実印の押印及び印鑑証明書の添付をもって誓約いたします。なお、これらに反した場合、許可を取り消されても異存はありません。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>この工事で計画する盛土は、良質土を用い、計画高さ以上の盛土は行いません</li> <li>工事については、裏面「農地改良工事」の範囲内で行います。</li> <li>本工事に伴う周辺隣地農地、搬入路及びその周辺住民への説明は、農地転用許可申請の事前に行い、誠意をもって対応いたします。</li> <li>農地改良をすることによって付近の土地作物、家畜、道路、取水排水設備等に破損・その他問題が生じた場合は、直ちに土地所有者及び施工事業者の責任において対応・解決いたします。</li> <li>計画内容、周辺への対応等で問題が生じた場合、或いは行政からの指摘・指導があった場合には、直ちに土地所有者及び事業者が責任をもって対応いたします。</li> </ol> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。</p>

議 長	<p>以上で、担当委員及び事務局からの報告、説明が終わりました。</p> <p>まずは受付番号311及び312号を除く案件について、ただいまの報告及び説明に対し、ご質疑・ご発言を願います。</p> <p>(発言なし)</p> <p>特に発言もないようですので、採決に移ります。</p> <p>ただいま議題となっている議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の受付番号311及び312号を除く案件については、担当委員の報告のとおり許可することに賛成の委員は「挙手」願います。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員でありますので、議案第2号 農地法第5条の規定による受付番号311及び312号を除く案件の許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに決定いたします。</p> <p>続きまして、受付番号311及び312号について、ご質疑・ご発言を願いますが、先ほど申し上げましたとおり、議事参与の制限等に該当するため、議席番号9番 木村委員の退席をお願いします。</p> <p>(木村委員 退席)</p> <p>それでは受付番号311及び312号について、ご質疑・ご発言を願います。</p> <p>(発言なし)</p> <p>特に発言もないようですので、採決に移ります。</p> <p>ただいま議題となっている議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の受付番号311及び312号については、担当委員の報告のとおり許可することに賛成の委員は「挙手」願います。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員でありますので、議案第2号 農地法第5条の規定による受付番号311及び312号の許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに決定いたします。それでは、木村委員の入室をお願いします。</p> <p>(木村委員 入室)</p>
(議案第3号)	<p>続きまして、議案第3号 農業振興地域整備計画の変更についてを議題といたします。当該、整備計画の変更については、農業振興地域の整備に関する法律により、羽生市長から意見を求められております。事務局である農政課より説明した後、各担当委員より調査結果の報告をいただき、慎重なるご審議の程、よろしく願います。</p>
事務局	<p>議案第3号 農業振興地域整備計画の変更につきまして、ご説明申し上げます。本案は、令和5年4月に受けました、農用地区域からの除外の申出2件につきまして農業委員会の意見をいただくため、審議をお願いするものでございます。農用地区域からの除外は、今</p>

	<p>後長期間にわたって農業上の利用を図るべき地域として設定した農用地区域、通称青地から、農業以外の土地利用を図るため、対象となる土地を農用地区域から除外する手続きになります。審議後、その他関係機関からの問題点の指摘がなければ、10月に除外の手続きが終了となる予定です。農地転用の手続きは11月以降となる予定です。事案番号1番は                      の案件になります。1番の案件につきましては、分家住宅の用地を確保するものでございます。市外でアパート住まいをしている孫夫婦が祖父の所有する土地に分家住宅を建てるための手続きになります。代替地等を検討しましたが他に立地する場所がなく、今回の申出地に立地する計画となっております。事案番号2番は                      の案件になります。2番の案件につきましても、分家住宅の用地を確保するものでございます。市外でアパート住まいをしている子供夫婦が父の所有する土地に分家住宅を建てるための手続きになります。代替地等を検討しましたが他に立地する場所がなく、今回の申出地に立地する計画となっております。以上が、農業振興地域からの除外の案件になります。今回農用地区域から除外する農用地面積は、809㎡です。また、本案につきましては農業振興地域制度に関する羽生市運用方針に規定する除外目的要件を満たしております。それでは、慎重なご審議のほどよろしくお願いたします。</p>
	<p>以上で事務局からの説明を終了させていただきます。</p>
1番	<p>議案番号1番について調査報告いたします。</p>
	<p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p>
	<p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p>
	<p>申請地は、（詳細に説明）です。</p>
	<p>該当地の選定理由及び選定の経過について朗読します。</p>
	<p>現在、私は                      で1LDKアパートに妻と二人で生活しております。手狭になることはわかっていたので、結婚をきっかけに、行動範囲を変えたくない為、近隣を探して参りましたが、私たちの希望にあう土地建物はなかなか見つからず、義祖父に相談したところ、申請地を使いなさいとお話をいただきました。義祖父の所有地はすべて農振地域にあり、道路条件や排水先、水道・土地の形状が整っている場所はほかにないと120番の土地を選定して頂き、残地に関しましては、南側の所有地から耕作すると聞いております。また申請地は義祖父の家にも近く、これからも助け合いながら妻の実家の手伝いをより積極的にしていきたいと思っております。どうか諸事情を考慮頂き、御許可下さいますようよろしくお願い致します。</p>
	<p>以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。</p>

8 番	議案番号 2 番について調査報告いたします。
	まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。
	申請地は、（詳細に説明）です。
	該当地の選定理由及び選定の経過について朗読します。
	現在、
	に妻と住んでいますが、将来を考え専用住宅を建設することを考え妻の実家近辺で土地を探しましたが、見つからない為、妻が両親に相談したところ、実家の隣接農地に建設することの同意を得られたので、申請に及ぶものです。
	以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。
議 長	以上で、担当委員及び事務局からの報告、説明が終わりました。
	ただいまの報告及び説明に対し、ご質疑ご発言を願います。
	（発言なし）
	特に発言もないようですので、採決に移ります。
	ただいま議題となっている議案第 3 号 農業振興地域整備計画の変更については、同意することに賛成の委員は「挙手」願います。
	（挙手全員）
	挙手全員でありますので、議案第 3 号については、同意することに決定いたします。
	（農業政策課職員 退室）
	以上で、本日の議事は全て終了いたしました。続いて、事務局より諸報告等がありますので、お聞き取り願います。
事務局	報告事項 1 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出書の確認
	についてでございますが、これは市街化区域内農地を自己用として、転用を行う場合に届出をするものですご覧のとおり、長屋住宅敷 1 件でございました。
	報告事項 2 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出書の確認
	についてでございますが、こちらは、市街化区域内農地の権利の移転が伴う転用を行う場合に届出を行うものです。ご覧のとおり、住宅敷 10 件、事務所敷 1 件でございました。
	報告事項 3 農地法第 5 条の規定による許可申請の取下げについて
	でございますが、こちらは、申請地を分筆するため、取下げとなります。1 件ございました。
	報告事項 4 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
	でございますが、これは農地法及び利用権設定（等促進事業）に係る合意の解約となります。10 件ございました。
	報告事項 5 農地法の規定による県許可一覧です。6 月分でございます

	<p>ます。右側の備考欄をご覧頂きたいと思いますが、4条が1件、5条が7件ございました。</p> <p>以上で、議案に関係します報告事項を終了させていただきます。</p> <p>① 8月の定例農業委員会について</p> <p>② 農地相談会について</p> <p>③ R5最適化活動研修会について</p> <p>④ 地域計画の策定について</p> <p>⑤ 農地利用状況調査（農地パトロール）について</p>
議長	（発言なし）
	<p>以上で、本日の全日程を終了いたしました。</p> <p>これにて、閉会といたします。</p>
<p>上記会議のてん末を記載し、その相違のないことを証するため、ここに署名する。</p> <p>令和5年 7月 25日</p> <p style="text-align: right;">           会 長 _____            署名委員 _____            署名委員 _____         </p>	